

イベント等の利用について

■イベント開催について注意を要する事項

- ・開催内容について、別添の協議書に必要事項をご記入いただき、企画の内容の分かるもの（イベントの内容や規模、スタッフ配置計画など）をご持参の上、下記へご相談ください。

○愛・地球博記念公園管理事務所 企画調整グループ 0561-64-1130

- ・イベントに関する事故、アクシデント、クレーム等、全て主催者の責任において、対応していただきます。
- ・施設、設備、芝生や樹木等の破損、会場の汚れについては、原則、原形復旧となります。
- ・公序良俗に反する恐れのある場合、宗教等への勧誘行為や心情等を強要するもの、設営や撤去など施工上の安全対策ができない、イベント中に発生するアクシデントなどへの対応能力がない等と判断される場合、公園の整備、管理上支障のある場合など、お断りする場合があります。
- ・イベント会場の設営、準備、撤去については、原則、開園時間内での実施となります。一般の来園者への安全対策等を十分に実施した上で、開園時間外の作業が必要な場合は、別途ご相談ください。

【公園の開園時間等】

□公園の開園時間	: 4月～10月→午前8時～午後7時
	11月～ 3月→午前8時～午後6時30分
□交流センター開館時間	: 午前9時～午後9時
□多目的広場	: 午前9時～午後9時
□サイクリングコース	: 午前9時～午後5時

- ・公園内にテント、ステージや看板を設置する場合は、尾張建設事務所への申請が必要となります。
- ・物販については、イベントに関連するものについては、協議の上、実施の可否を判断いたしますのでご相談ください。
飲食店の出店については、園内の飲食店の営業に配慮をしていただく必要があります。
- ・コンサートなど音が出るイベントについては、概ね1ヶ月前までに近隣（長久手市及び瀬戸市、豊田市）への事前周知が必要となります。
- ・公園内には関係者用駐車スペース（バックヤード）がありません。
- ・園内は原則禁煙です。指定場所以外での喫煙は禁止です。
- ・調理など火を使うものについては、三方囲い等養生を行い、消火器などを常備してください。
- ・原則として火気のしやうを禁止しております。
ただし、イベントブース内において調理したものをお客様に提供する場合については、火気の使用を認めております。なお、火気を使用する場合は、三方囲い等養生を行い、消火器などを常備するなど、要件を満たしていただく必要がありますので、火気の使用を検討している場合は、管理事務所へご相談ください。

【イベント主な開催可能場所】

■大芝生広場：人工芝（約6,000㎡）



- ・電源については、ウッドデッキ、人工芝エリア周辺の電源盤が使用できます。
- ・テント等設置する際は脚におもりを付けて風対策を行い、下に板を敷くなど芝生の保護をしてください。
- ・舗装部分への車両の乗り入れは原則4トン車までです。ハンドルを大きく切らないようにしてください。
- ・イベントで発生したゴミは、全て主催者の責任で処理してください。
- ・コンサートなど音が出るイベントについては、概ね1ヶ月前までに近隣（長久手市及び瀬戸市、豊田市）への事前周知が必要となります。また、ライブの演奏時間等も、一定の配慮が必要になります。

■地球市民交流センター：体験学習室3室、多目的室4室、多目的スタジオ3室

屋内広場、屋外広場、食の広場

体育館（原則としてネットあいちによる抽選）



- ・「交流、環境」などのテーマで、一般の来園者が、参加可能なイベントを実施する場合については、別途「パートナー登録」を行えば、体験学習室、多目的室等の各部屋の利用料金及び食の広場などの占用申請手続きは不要となります。（体育館を除く）
- ・体育館については原則として「ネットあいち」による抽選となります。規定の料金が必要となります。
- ・体育館において入場料を徴収するイベントを実施する場合には規定料金の1.5倍となります。

- ・電源は、屋内広場に3ヶ所、食の広場に1ヶ所、電源盤があり、使用できます。各所壁部分にコンセントもありますが、容量に限りがありますので、使用容量の調整が必要となります。
- ・体育館、多目的スタジオの床面は、スポーツクッションシート仕様ですので、土足厳禁です。養生シートによる養生等が必要となります。
- ・舞台設営等重量物設置の場合は、床面を傷めない特別な養生等が必要となります。
- ・各部屋の机や椅子等の備品については、部屋から移動して利用できます。

■多目的広場：約19,000㎡（原則としてネットあいちによる抽選）



- ・土のグラウンドになりますので、使用後の清掃やグラウンド整備を行っていただきます。
- ・雨天等時で、利用できない場合があります。
- ・電源は、コンセントしかありませんので、必要に応じて、発電機などを持ち込んでください。

■サイクリングコース：約5.1km 幅6m



- ・競技等イベントに参加（サイクリングを）する方だけでなく、一般の来園者も楽しめるようなイベントを地球市民交流センターで開催することがイベント開催の条件となります。
- ・イベントは原則として1日が限度となります。

■外周園路などマラソンなどで使用する場合（立入禁止区域を使用する場合）



- ・公園内で、整備などで工事を行っている場所があり、通常立入りをご遠慮いただいております。マラソン等で使用する場合、参加者以外が立入禁止区域に入らないように、安全監視要員を配置する等、安全対策を実施していただきます。
- ・マラソンなど競技大会で競技上、危険と判断される場合は、主催者側において清掃作業等を実施していただきますので日程や場所工程等をご相談ください。
- ・園内バスの運行ルートと重なる部分については、園内バスの運行が優先となります。マラソン等を実施する場合、原則として園路上に三角コーン等を並べるなど運行場所を分離し、参加者以外が立入禁止区域に入らないように、適所に安全監視要員を配置する等、安全対策が必要です。

■芝生広場（こどものひろば）天然芝等（9,500㎡）

- ・愛知国際児童館の跡地を含む芝生広場です。上段の建物跡地の芝生部分（6,200㎡）と下段の芝生部分（3,300㎡）があり、なだらかな傾斜と段差があります。
- ・電源は、電源盤が設置されておりませんので、主催者側で、発電機等が必要です。

【イベント開催までの主な流れ】

時 期	項 目	内 容
	日程の調整 イベント概要の聴取	イベント開催希望日が他のイベントと重複していないか イベント利用目的の確認、公園利用促進に合致しているか
およそ3ヵ月前	企画・概要書の提出	イベントの規模・概要の把握
	公園との打ち合わせ	イベントの規模・過去の実施状況により打ち合わせの回数は異なります
およそ1ヵ月前	関係法令の手続き	消防署、警察署、保健所等への手続き
	公園の占用利用申請→許可	イベント開催に伴いテント・ステージの占用位置・数量等の確定後、尾張建設維持管理課へ「占用許可申請書」を提出してください
およそ1ヵ月前	マニュアルの提出 公園との打ち合わせ	公園管理事務所の支援体制の確立 マニュアルに対する共通認識を持ちます
当日	イベントの開催	

【よくある質問】

質 問	回 答
モリゾー・キッコロを出演させたいのですが、その手続きはどうすればよいのですか。 何か制限はありますか。	モリゾー・キッコロの出演については「(財) 地球産業文化研究所モリコロライセンスセンター」での使用許可申請及び承諾が必要となります。詳細については「ライセンスセンター」のホームページを参照して下さい。 「着ぐるみ」の貸出については、許可後、管理事務所へご相談ください。ただし着ぐるみの中に入る人は、主催者側で手配してください。 ■愛・地球博記念公園での出演時間 原則：土日祝日の午後2時～30分程度 他のイベントとの出演時間の調整が必要となる場合があります。
音楽イベントを開催する場合など、音を出すイベントの場合、注意することはありますか。	公園の設置上、コンサート等の音については、瀬戸市の住宅街など周辺への住宅地に抜けてしまいます。周辺自治体へ開催告知と音について、チラシ等で事前周知していただく必要があります。 その他、注意が必要となる点は次の通りです。 ① 音源対策（音源で122db以下、境界で70db以下） ② 公演時間（最大午後6時まで）※季節により異なります。
イベントブース内で調理したものを提供したいのですが、火気の使用は可能ですか。	イベント開催内であれば可能です。 芝生等が焦げないように養生をしっかりと行なってください。（三方囲い、消火器の準備など） 芝生を傷めた場合は、原形復旧していただきます。
イベント実施時に出了ゴミや汁は公園内に捨てる場所はありますか。	【ゴミ】 ゴミステーションを設置するなど分別して、主催者側で処理してください。

質 問	回 答
芝生広場へ車を進入させたいのですが可能ですか。	園路上の重量は４トンまで進入可能です。 破損等の確認のため事前に公園管理事務所の確認を受けてください。 破損があった場合は原形復旧していただきます。 天然芝生への車の乗り入れは原則できません。 展示等で、天然芝部分に乗り入れる等の場合は、養生をする等して実施して下さい。
園内へ車で入る場合の手続きについて教えてください。	園内の乗り入れについては事務所への申請及び許可証の発行手続きが必要となります。 主催者側で車番、運転者の連絡先リストを作成し、公園管理事務所の車両通行許可を受けてください。
園内を通行する場合の注意事項はありますか。	園内は、歩行者や園内バス、関係車両等の通行がありますので、通行する場合は、下記のルールで、通行下さい。 ① 通行証はダッシュボード上へ必ず掲示して下さい。 ② 園内走行は２０km以下（最徐行）で走行 ③ ハザー ドランプの点灯 ④ 歩行者及び園内バスに注意して通行して下さい。 ⑤ 歩行者、園内バスが優先になります。
イベント開催に伴う誘導・警備員について配置が必要な場合はどのようにしたらよいですか。 （この項目は必要ですか？）	【警備員・誘導員が必要な場合の例示】 ○開閉門時間外で園内へ乗り入れる場合 ○ジャバラゲートを開閉する場合（乗り入れ車両のチェック） ○駐車場からイベント会場まで乗り入れる場合（動線上） ○イベント会場の夜間に常駐する場合 【警備員・誘導員の配置場所の例示】 ○南駐車場内のジャバラゲート ○南駐車場から外周園路へ交差点 ○大芝生広場入口ジャバラゲート ○公園入口からイベント会場までの動線上

質 問	回 答
設営・撤去が、公園開園時間外に及ぶ場合はどのようにしたらよいですか。	時間外搬入や時間外搬出については、別途ご相談ください。 前日の設営・後日の撤去も可能です。 ただし、以下の対策が必要となります。 ○来園者への看板による設営作業の事前周知をしてください。 ○作業場所をカラーコーンで囲むなどして来園者への安全対策の実施してください。 ※夜間は無人となります。夜間における設営物の盗難等については公園では、責任は持ちません。
テントなどの設置について、許可申請はどこに、どのような様式で、いつ行なえば良いですか。	○尾張建設事務所維持管理課への申請が必要です。 ○申請様式については尾張建設事務所のホームページをご覧ください。 ○添付書類は、イベント企画書、占用位置、占用の大きさがわかる図面が必要です。 ○申請時期については、イベント開催の１ヵ月前までが目安となります。